

令和5年 第2回通常総会議事録

1 日 時 令和5年7月31日（月）午後1時27分～午後2時25分

2 場 所 日赤会館 3階会議室

3 出席者 (1) 会 員

和歌山県	和歌山市	海南市
橋本市	御坊市	田辺市
新宮市	紀美野町	紀の川市
岩出市	高野町	湯浅町
広川町	有田川町	美浜町
日高町	由良町	みなべ町
印南町	すさみ町	那智勝浦町

和歌山県医師国民健康保険組合

和歌山県歯科医師国民健康保険組合

紀和薬剤師国民健康保険組合

〈書 面〉

有田市	かつらぎ町	九度山町
日高川町	白浜町	上富田町
串本町	太地町	古座川町
北山村		

(2) 役 員

常務理事	理 事
------	-----

(3) 事務局

事務局長	事務局次長	総務課長
総務課長補佐		

司 会

定刻となりましたので、ただ今から令和5年第2回通常総会を開催いたします。

本日の総会の出席状況ですが、ご出席いただいております会員さんが24名、所用のため書面により審議に加わっていただいております会員さんが10名となっており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告させていただきます。

開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理 事 長

本日、令和5年第2回通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月に機器の保守期限が到来する国保総合システムについては、国保中央会の方で開発が進んでいますが、これと並行して、本会では、来年度からのシステム運用・保守業者を、競争入札により選定することとし、現在、準備を進めているところです。

入札にあたっては、競争性を高めるため、調達仕様の見直しを行うことで、一層の経費節減を図ることとしています。

一方で、本体業務である審査支払業務はもとより、後ほどご説明させていただきます、保健事業の推進や第三者行為における体制構築等、各種業務の充実・強化にも積極的に取り組んで参りますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、令和4年度の事業報告並びに決算、令和5年度補正予算等でございます。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

司 会

ありがとうございました。

続きまして、祝電をいただいておりますので、ご披露させていただきます。

(祝電披露)

それでは、議事に移らせていただきます。

次に、議長の選出でございますが、慣例により事務局からご指名させていただきます。よろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

司 会

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議長は中芝岩出市長さんをお願いいたしたいと思います。中芝市長さん議長席へお願いします。

議 長

ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力のほどお願いいたします。

それでは議事に入ります。報告第1号及び報告第2号について、事務局から一括報告いたします。

事 務 局

報告第1号 理事長専決処分について

昨年度までは、こちらの総会附議事項にて、すべての内容を説明しておりましたが、今年度からは、皆様にお伝えしたい内容のみに絞った別資料を作成しておりますので、本日は、こちらの資料で説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、報告第1号理事長専決処分の資料をお願いいたします。まずは、こちらの概要についてですが、急を要しましたので、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により下記のとおり専決処分いたしました。

こちらの専決処分ですが、診療報酬審査支払特別会計の2つの勘定にて補正いたしました。

令和5年度診療報酬審査支払特別会計補正予算

まず、表のNo.1の右端の内容をご覧ください。当初、令和5年3月接種分で終了予定であったコロナワクチン予防接種費請求支払業務ですが、令和6年3月接種分まで事業延長されたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,353万6千円を追加いたしました。歳入では、事務費に1,353万6千円を追加し、歳出では、給料に621万2千円、役務費に書類の郵送料や医療機関の口座に接種費用を振込む際に発生する振込手数料の66万3千円、委託料に紙書類のデータ化に係る費用等の666万1千円を追加いたしました。

次にNo.2の抗体検査等支払勘定ですが、こちらは市町村からいただいた費用をそのまま医療機関に支払する勘定となっていて、No.1と同じ理由により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,685万3千円を追加いたしました。歳入は接種費用の受入金、歳出は接種費用の支出金にそれぞれ8,685万3千円を追加いたしました。

報告第2号 規程の制定について

続きまして、報告第2号規程改正資料をお願いいたします。

概要といたしまして、定年年齢が令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳となることに伴う改正が4規程、また、各種運用変更等に伴う改廃が5規程となっています。

和国保連規程第5号 保険者事務共同処理業務規程の一部を改正する規程

下の表のNo.1の保険者事務共同処理業務規程についてですが、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、契約書様式を変更する一部改正を行っております。

和国保連規程第9号 職員厚生資金貸付規程を廃止する規程

次にNo.2から5の「職員の定年等に関する規程」、「職員服務規程」、「職員退職手当支給規程」、「事務局規程」の4つが定年年齢の引き上げに伴い一部改正が必要となる規程となりますが、詳細は、後ほど説明いたします。

No.6の職員厚生資金貸付規程については、福利厚生の一環として、本会職員への厚生資金の貸し付けを行ってきましたが、現在利用者がいないことや地方職員共済組合の貸付事業も利用できることから本規程を廃止いたしました。

和国保連規程第11号 財務規程の一部を改正する規程

No.7の財務規程は、内容を2点改正いたしました。

1つ目は、現在、財務に関する各種様式についてはすべて規程に定めていることから、様式の内容に変更があった場合には軽微なものでもその都度理事会にてお諮りする必要がありましたので、理事会機能の負担軽減を図るためにも、様式を規程から削除し、別途、要綱で管理するよう改めております。

2つ目は、現在、支払を行う際は現金払い又は口座振込のいずれかの方法をとっていますが、出納事務の効率化を図るため、支払方法に口座振替払いを追加いたしました。

和国保連規程第12号 診療報酬支払業務運営委員会規程を廃止する規程

No.8の診療報酬支払業務運営委員会規程については、目的や委員構成などを定めていますが、昭和50年の2月に制定してから、かなりの年数が経過していることで、実態に合わない部分がありましたので、本規程を廃止した上で、委員会の名称や目的などを定めた要綱を新たに制定することといたしました。具体的には、委員構成に介護保険サービス事業所の代表や弁護士などの有識者を追加しております。

和国保連規程第13号 特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規程の一部を改正する規程

No.9の特定健康診査等に関する費用支払規程については、委託の取り消しに関する事項を定めるとともにNo.7の財務規程と同じく様式を削除する改正を行ってお

ります。

和国保連規程第6号 職員の定年等に関する規程の一部を改正する規程

和国保連規程第7号 職員服務規程の一部を改正する規程

和国保連規程第8号 職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

和国保連規程第10号 事務局規程の一部を改正する規程

定年引き上げに伴う改正内容については、主な点を一括して説明いたします。

まず、県に準拠するものとして、1つ目、定年の段階的引き上げとして、定年年齢を2年に1歳ずつ引き上げます。

2つ目ですが、60歳に達した職員の給与ですが、61歳に達する年度から基本給を7割支給といたします。

3つ目、役職定年制ということで、60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職ポストに降任することとします。

4つ目では、役職定年の例外として、役職定年制により業務の運営に著しい支障が生じる場合に限り、1年以内の期間内で引き続き管理監督職として勤務させることを可能としました。60歳を過ぎても管理職を延長するということは人事管理上、新陳代謝を図る上でもあまりよろしくないことですので、基本的には、行わない運用としたいと考えております。

5つ目、退職手当として、60歳以後定年前に退職した者に対しては、定年退職と同様に退職手当を算定します。

最後の6つ目ですが、定年前再任用短時間勤務制ということで、本人の希望により、60歳以後定年前に退職した場合でも、短時間勤務ポストに再任用することを可能とします。

以上が、県に準拠し規定するものとなります。

続きまして、反対に県に準拠せず規定しないものが、勤務延長となります。

こちら、「職務遂行上の特別の事情がある場合」あるいは「職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合」において、定年退職日の翌日から3年、そのまま勤務延長することができるという内容となりますが、例えば医師などの職がこれに該当するというので、本会ではこのような職はないことから、規定しないことといたしました。

最後に、60歳以降の職名については、5級は「指導員」、4級は「主査」、3級以下は「主事」といたしました。

これらの改正につきまして、本会におきましては、今年度の定年退職者がなく、来年度から発生しますので、令和6年4月1日施行としております。説明は以上となります。

議 長

報告第1号及び報告第2号について報告いたしました。何かご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、次に、議決事項に入ります。

議案第1号から議案第8号までは、令和4年度の事業報告並びに各会計決算についてでございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第1号 令和4年度事業報告の認定について

議案第1号 事業報告の資料をお願いいたします。

概要としまして、令和4年度ですが、「国のデータヘルス改革に関する工程表に基づく医療・保健・介護等分野のデータ連携の推進」、「審査支払業務改革の推進」等、国保連合会に対する機能強化が求められる中、以下の項目について、円滑かつ効果的な事業運営に努めております。

まず、No.1の保険者の保健事業への支援、事業名「医療費等データ分析事業の強化」ですが、医療費等データ分析・評価のノウハウを生かした資料を作成し、研修会やセミナーにおいて配布したほか、保険者から多くの要望が寄せられていました。「重複・多剤対象者リスト」などを作成するためのツールを県の協力のもと作成いたしました。

次にNo.2国保診療報酬等に関する事業の事業名「柔整・あはき療養費に係る事務処理の適正化」ですが、保険者が支給決定前にその可否を判断できる運用方法に見直すため、令和3年度から4年度にかけて、本会が設置する審査支払業務部会で保険者の意見を聴取するとともに、運用変更に伴う問題点や関係者への周知方法等について協議するなど、令和5年4月審査分からの運用開始に向け取り組んでまいりました。

次にNo.3の第三者行為求償事業の事業名「傷病届提出促進の取組」ですが、国保被保険者等への傷病届提出義務の周知及び傷病届の提出促進を目的としまして、

「傷病届提出促進啓発ポスター」を作成し、医療機関における窓口勧奨用として県下の医療機関に配布いたしました。

その下の事業名「第三者行為求償事案発見への取組」ですが、県下の医療機関における「診療報酬明細書の特記事項欄への『10第三』記入の徹底」及び「被保険者への傷病届の提出勧奨」を推進するため、県と共同で和歌山県医師会に協力をお願いし、郡市医師会を通じて会員となる医療機関との協力体制を構築いたしました。

資料を1枚おめくりいただきまして、No.4介護保険事業の事業名「ケアプランデータ連携システムの運用開始に向けた対応」ですが、介護分野における生産性向上を目的に、国からの依頼を受け、国保中央会が開発した「ケアプランデータ連携システム」については、令和5年4月からの運用開始に向けた準備としまして、同年3月に国保中央会と連携し、運用試験を実施するなど必要な対応を行いました。

次にNo.5の新型コロナウイルス感染症への対応の事業名「ワクチンの追加接種」ですが、国保中央会及び国保連合会では、厚生労働省からの協力依頼に基づき、令和4年度においても住民票所在地外での新型コロナウイルスワクチン4回目の追加接種や、オミクロン株対応の二価ワクチンを用いた追加接種に係る費用の請求支払事務を実施いたしました。

その下の事業名「介護、障害福祉職員の処遇改善」は、県からの委託により賃金改善を行う事業所等に対しまして、令和4年6月から5年1月までの間「介護職員処遇改善支援補助金」及び「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の支払等に係る事務を行いました。

最後にNo.6その他事業運営の事業名「システムの安定運用」では、各基幹系システムにおいて、診療報酬改定対応のほか、①国保総合システムでは、後期高齢者の医療費窓口負担の2割化に伴う対応や新型コロナワクチンの追加接種対応、②介護保険審査支払等システムでは、介護職員処遇改善支援補助金対応、③障害者総合支援給付審査支払等システムでは、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対応等の制度改正に対応したシステム改修を行いました。

また、④の保険者ネットワーク機器更改ですが、保険者と連合会間を専用回線で結ぶネットワークで、機器の保守期限の到来に伴う機器更改を行いました。

その下の、事業名「経費削減と健全な財政運営の推進」ですが、診療報酬請求書等の点検・確認及び発送準備業務等これまで外部委託していた業務につきまして、事務補助職員を直接雇用することにより、一部内製化を推進するなど、令和5年度からの経費削減に向け体制を再構築いたしました。

事業報告の説明は以上となります。

続きまして、令和4年度歳入歳出決算の概要について、説明いたします。

- 議案第2号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第3号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第4号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第5号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第6号 令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第7号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第8号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度歳入歳出決算の資料をお願いいたします。まず、「1 会計別決算総括表」をご覧ください。左側の「会計名」のところですが、連合会の会計には一般会計と6つの特別会計があります。特別会計で網掛けのしている勘定が保険者からの手数料を財源として、審査支払や共同処理等に要する経費を經理する勘定となります。その他は診療報酬等を受け入れまして、そのまま医療機関等に支払う支払勘定となります。

表の一番下の合計欄をご覧ください。令和4年度の決算状況ですが、総合計で予算現額3,917億4,162万8千円に対しまして、収入済額は3,713億473万881円、支出済額は3,707億7,329万2,807円で、差引残額5億3,143万8,074円はすべて翌年度に繰り越しいたします。

会計ごとの状況につきましては、時間の都合上、金額を読み上げる形になりますが、ご報告をさせていただきます。

一番上の一般会計ですが、この会計は会員負担金等を財源として、会務運営に係る事務や保健事業などの経費を經理しています。

令和4年度の収支状況ですが、予算現額13億6,800万3千円に対しまして、収入済額13億5,701万6,802円、支出済額13億1,316万3,689円で、差引残額4,385万3,113円は全額翌年度へ繰り越しいたします。

次に、国保業務勘定につきましては、予算現額9億6,374万4千円に対しまして、収入済額9億5,118万2,942円、支出済額8億6,799万3,868円で、差引残額8,318万9,074円は翌年度に繰り越しいたします。

その下の診療報酬支払勘定の支出済額は、797億4,000万円余りで、翌年度繰越額が3億4,700万円余りと多くなっていますが、これは通常、診療報酬の請求は診療月の翌々月に行いますが、2月診療分については年度末ということで、県や市町村において3月末までに必要な会計処理を行う必要があるため、国保連合

会ではこれに合わせ、請求額が確定する前に概算請求という形で、多めに請求させていただいているためです。確定額との差額は、令和5年度で保険者に返還いたします。返還額は3億4,716万7,593円となります。

次の公費支払勘定の支出済額は、37億4,000万円余り、その下の出産育児一時金の支出済額は2億7,000万円余り、その下のコロナワクチン接種費用を含む抗体検査等費用の支出済額は1億5,000万円余りとなり、それぞれ医療機関等に支払いました。

次に、後期高齢者業務勘定につきましては、予算現額7億5,996万3千円に対しまして、収入済額7億5,723万134円、支出済額7億4,624万399円となり、差引残額1,098万9,735円は翌年度に繰り越しいたします。

その下の後期の支払勘定ですが、支出済額のところ、診療報酬で1,473億8,900万円余り、公費で14億1,800万円余りの支払いを行いました。

次に、特定健康診査等業務勘定につきましては、予算現額6,139万9千円に対しまして、収入済額6,336万1,880円、支出済額4,323万4,347円で、差引残額2,012万7,533円は翌年度に繰り越しいたします。

その下の支払勘定の支出済額ですが、国保で5億4,400万円余り、後期で3億3,000万円余りを健診機関に支払いました。

次に、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業につきましては、損害賠償金の受け払いと、求償事務にかかる経費を経理しています。

収支状況は、予算現額3億9,211万8千円に対しまして、収入済額2億8,721万8,474円、支出済額2億8,028万4,057円で、差引残額693万4,417円は翌年度に繰り越しいたします。

次に、介護保険業務勘定につきましては、予算現額3億3,541万1千円に対しまして、収入済額3億259万6,872円、支出済額2億8,864万6,707円で、差引残額1,395万165円は翌年度に繰り越しいたします。

その下の2つの支払勘定の支出済額ですが、介護給付費等で1,017億1,100万円余り、公費で9億3,100万円余りを事業所等へ支払いました。

次に、障害者総合支援業務勘定につきましては、予算現額7,605万円に対しまして、収入済額7,515万8,060円、支出済額7,128万365円で、差引残額387万7,695円は翌年度に繰り越しいたします。

その下の2つの支払勘定の支出済額ですが、障害介護給付費で256億6,000万円余り、障害児給付費で52億5,800万円余りを事業所等へ支払いました。

資料を1枚おめくりいただきまして、「2 会計別積立状況」について説明いたします。

(1) 財政調整積立金は、手数料収入の10%を上限に積み立てが認められてお

り、下の（２）ICT積立金につきましては、手数料収入の30%を上限に積み立てが認められている積立金で、それぞれの令和4年度における積立実績と5年度の積立の見込みとなっております。

積立率を見ますと、ほとんどの会計でほぼ上限まで達していますが、濃いオレンジ色で網掛けしている後期分につきましては、4年度にはどちらも積立可能なところまで至っていない状況です。

特にICTでは58.82%と、他の会計と比較しても低い状況となっておりますが、今後の積立資産の必要性を考慮し、5年度で財調、ICTの両資産ともに積み増すことで、他の積立同様、積立率を90%後半まで引き上げることとしています。

令和4年度の決算の概要等については、以上となります。

議 長

議案第1号から議案第8号まで説明いたしました。ここで監事さんより監査結果報告をお願いします。

監 事

監事をしております三浦です。私から監査結果の報告をさせていただきます。

附議事項の監査結果報告書にあるとおり、6月30日に山口監事と共に、令和4年度事業報告並びに各会計歳入歳出決算及び財産管理状況について、関係帳簿と証拠書類等にもとづき、監査をいたしました結果、いずれも的確に処理されておりましたので、報告いたします。

議 長

どうもありがとうございました。

それでは、議案第1号から議案第8号までについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第1号から議案第8号まで原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

議案第1号から議案第8号まで、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号から議案第18号までは、令和5年度補正予算等についてでございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第9号 退職給付引当資産の処分について

議案第10号 一般会計減価償却引当資産の処分について

議案第11号 令和5年度一般会計補正予算について

議案第12号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

議案第13号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算
について

議案第14号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算
について

議案第15号 令和5年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計
補正予算について

議案第16号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計補正予算について

議案第17号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算
について

議案第18号 債務負担行為の設定について

令和5年度補正予算・債務負担行為の資料をお願いいたします。

まず、補正予算の前に引当資産の処分となりますが、No.1退職給付引当資産につきましても、7月末日をもって職員1名が退職することに伴い、引当資産の一部1,444万5千円を処分し、一般会計へ繰り入れいたします。また、No.2の一般会計減価償却引当資産については、本会のホームページを全面改修するための資産の処分となりまして、引当資産475万2千円を処分し、こちらも一般会計に繰り入れいたします。

本会のホームページにつきましても、平成22年度にリニューアルしてから、既に13年が経過していることから、機能的に少し問題が生じており、データの作成や編集を行うためのソフトであるアドビ コントリビュートの販売終了により、更新作業ができなくなることが想定されます。また、本会では事業を広くPRしたり、後ほど説明いたします在宅保健師の会の基盤強化を現在進めており、その上で使い

やすさに配慮したホームページにするなど早急に対応する必要があることから、今回補正対応させていただきたいと考えております。

続きまして、2の補正予算についてですが、No.1の一般会計については、今申し上げた退職手当とホームページ全面改修による委託料の増額補正と、令和4年度の繰越額が確定したことによる補正となります。

No.2は、診療報酬審査支払特別会計の支払勘定で、先ほど決算のところで申し上げたとおり、令和5年2月診療分に係る診療報酬の概算払過納分を市町村に返還するための補正で、3,460万円を増額し、当初予算分と合わせ3億4,700万円余りを市町村へ返還いたします。

また、No.3の公費負担医療に関する支払勘定についても同様に、国から概算交付された指定公費の過納分を国庫に返還するための増額補正で、10万円余りを返還いたします。

No.4以降につきましては、先ほどの一般会計と同様に各特別会計の業務勘定及び第三者行為共同処理事業特別会計において、令和4年度の繰越金が確定したことによる補正となります。

補正予算については、以上となります。資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目をお願いいたします。

こちらは、債務負担行為の設定となります。令和6年度の会計事務に係る支援業務として、限度額192万4千円を設定いたしました。令和5年度から6年度にかけて支出を予定しております。

債務負担行為の説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

議案第9号から議案第18号について説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第9号から議案第18号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことですので、議案第9号から議案第18号については、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の議案審議は、すべて終了いたしました。折角の機会でございますので何かございませんか。

事務局

お手元に「国保連合会を取り巻く情勢」という資料をお配りしています。少しお時間をいただき、ここ数年のうちに想定されます主な動きと、それらに対する連合会としての対応等について、簡単に説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

令和5年度から10年度までの情勢についてまとめています。ページ上の年度表記の下の診療報酬取扱推移というところですが、上段は和歌山県の国保と後期のレセプトの取扱件数、下段は同じく国保と後期の手数料収入の推計となります。令和5年度の手数料収入は5億4,300万円ですが、レセプト取扱件数の減少に伴い、手数料収入も年々減少を続け、右端の令和10年度には5億円となり、5年度と比較しますと4,300万円の収入が減少する見込みとなっております。

続いて、情勢のところ、令和6年3月に機器の保守期限が到来する「国保総合システム」の関係となりますが、令和6年度にクラウド化や受付システムの支払基金との共同利用があり、その後、令和10年度に審査システムの共同利用が予定されています。

冒頭の手数料収入の減少はもちろんのこと、こういった動きが国保連合会に大きな影響を与えることとなりますので、一番下の矢印ですが、国保中央会と全国の国保連合会では令和4年度に「めざす方向」を策定いたしました。これをもとに、和歌山県国保連合会でも現在中期経営計画を策定しており、6年度から随時実行していくこととしています。

「審査システムの支払基金との共同利用」について、もう少し詳しく申し上げますと、概要のところ、厚生労働省・デジタル庁との協議におきまして、支払基金と国保連合会の2つの組織に、同じような審査システムがそれぞれ存在することについて、国費を二重投資していることが問題視され、システムの運用費用の縮減を図るため、現在1本化する方向で進んでおります。

当初、令和8年度からの共同利用の開始を目指していましたが、短期間でのシステム開発は費用が増大することを理由に、令和10年度に延期予定となっております。

資料下段の共同利用イメージをご覧くださいますと、上段が支払基金、下段が国保連合会で、右端の支払システムはまだ決まっていますが、左端の受付システムは令和6年4月から共同利用を開始、その右の審査システムは10年度からの共同利用を目指すとなっております。その際、AIを活用した審査機能を実装する予定であり、このことで審査事務が効率化され、審査に従事する職員の働き方が大きく変

わることが予想されています。

ここで、資料にはありませんが、これらシステム更改に係る財源の確保について、これまでの経緯と今後の見通しを簡単に報告させていただきます。

令和6年度のシステム更改では、クラウド化や支払基金との受付システムの共同利用など、国の方針により当初の予定を大幅に見直すこととなったため、約110億円の財源不足が生じることとなりましたが、保険者をはじめ関係者で国庫補助獲得のための要求活動を行った結果、不足額については全額国庫補助が措置されたところです。

ところが、開発期間が限られていたこともあり、クラウドサービスを十分活用するまでには至らず、結果、更改後の保守・運用費が現行システムより高額となることが課題となっています。

加えて、国では保守・運用費に対する国庫補助は今後も認めない方針であることから、国保中央会と国保連合会では、令和10年度を目途に保守・運用費用を現行システムより縮減することを目指し、システム開発に着手することといたしました。その上で令和6年度予算の概算要求においては、今申し上げた開発費に対する国庫補助の確保に、優先的に取り組んでまいります。

既に国保中央会では、6月30日開催の定期総会の決議を経て、7月12日に加藤厚生労働大臣と鈴木財務大臣にそれぞれ陳情を行ったところです。今後は、各地方団体と一体となつての要請活動が予定されていますが、状況によっては各連合会による地元選出国會議員への陳情要請も考えられることから、本会としても国保中央会とも連携を図りながら、適切に対応していきたいと考えているところです。

また、令和10年度に予定されています審査システムの共同利用においても、保守・運用費用の縮減のため、同様に財源確保に取り組んでいく所存でございます。

資料にお戻りいただき、国保連合会と国保中央会のめざす方向2023をお願いいたします。

こちらは、お手元にこれと同じ1枚ものの資料と概要版、それから全体版をお配りしており、別途メールでもお送りさせていただくこととしていますが、国保連合会・中央会のめざす方向とこれを実現するための取組の在り方について、令和5年3月に取りまとめたものです。

本日、説明の方は割愛させていただきますが、この方向に沿ってALL国保連で取組を進めてまいります。

こちらが現在、本会で策定している中期経営計画の概要で、以下の3つの柱を掲げ業務を推進していくことを考えています。

まず①徹底した経費削減です。昨年度、外部委託の内容を徹底的に見直し、経費削減を図ったところですが、更に業務内容を精査してまいります。

次の競争入札による契約の見直しは後ほど説明することとしまして、②新たな収益業務の獲得です。医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、自治体の社会保障関係業務の受託を目指してまいります。

また、次の保健事業の推進では、本会に設置しています「在宅保健師の会」という仕事を退職するなどして家におられる保健師で構成され、現在約80名が在籍している組織の基盤強化を図りつつ、市町村からの受託業務を拡大してまいります。

最後③適正な定員管理と人材育成です。厳しい財政状況の中、職員の定員の適正化を図るとともに、業務の多様化に対応できる人材を育成するため、近隣自治体との人事交流等を図ってまいります。

中期経営計画に関連する業務の中で、すでに取り組みを開始しているものについて、一部ご紹介させていただきます。

まず、競争入札による契約の見直しですが、上の囲みの事業概要を見ていただきますと、令和6年3月に国保総合システムがクラウド化されますが、クラウド後のシステム運用保守業者の選定は、随意契約ではなく指名競争入札により行います。

その際、より競争性を高めるため、安全性を担保した上での遠隔地からのリモート運用を認めるなど、一層の経費削減に繋がりたいと考えております。

こちらは、保健事業の推進に係る取組になります。事業の概要といたしまして、市町村における保健事業が多様化する中、まずは市町村のニーズ等をヒアリングにより把握いたします。

併せて、国保連合会に設置している「在宅保健師の会」の活用強化を図ることで、保健事業の受託業務の拡充に繋がります。

資料中段の一番右の朱色の網掛け部分ですが、受託業務の拡充にあたっては、ヒアリング結果を基に実施業務を選定し、モデル地区で実践することを考えており、資料一番下の業務スケジュールのピンク色の矢印ですが、モデル地区での成果を10月頃に報告させていただき、各保険者に意向調査等を行った上で、令和6年度からの業務受託の準備を進めたいと考えております。

こちらが、モデル事業として実際にすさみ町で行っています「多受診者に対する訪問指導事業」の概要になります。

重複・頻回受診や重複・多剤服薬に該当する被保険者に対して、在宅保健師が電話や家庭訪問等により健康状態を把握し、必要に応じて通院や服薬管理等のアドバイスを行うものです。

更にアフターフォローとして、2カ月後に電話でその後の状況を確認するといった流れになります。

こちらは、第三者行為求償事務の関係で、事故情報等の提供を受けるための体制構築になります。

事業の概要のところ、背景として、第三者行為における求償もれを防ぐためには、消防や警察からの事故情報の提供が有効ですが、これまで個人情報保護の関係もあり、思うように連携が取れていませんでした。

このたび法律が改正され、市町村から関係機関に事故情報の提供を求めることが可能となりましたので、体制の構築を目指し、8月から市町村及び和歌山県国保課とともに、消防本部へ情報連携のお願いに回りたいと考えています。

資料下段の事業内容・スキームですが、情報連携の体制構築ができれば、事故発生後、消防や警察から情報が市町村に提供されることで、市町村では確実に被害者である被保険者を把握できる上、早いうちに傷病届提出の勧奨ができることから、一層の求償もれ防止に繋がるのが期待できます。

直近のトピックス、医療DXについては、6月1日に決定された工程表の中で具体的な施策として記載の分野が示され、一番下の実施主体として、「支払基金を医療DXに係るシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する」とされたところです。とは言え、医療DX自体、市町村の皆様や国保連合会にも大きく関わることですので、国保連合会としても今後の動きを注視し、しっかりと対応してまいります。

資料の説明は以上になりますが、今申し上げたようなことから、今後の5年間で国保連合会の将来を決めると言ってもいいぐらい大変重要になってくるものと考えています。保険者において真に必要とされる事業を実施すること、これこそが国保連合会の使命であり、職員一同、保険者の皆様にこれまで以上に貢献するという強い決意を持って努力してまいりますので、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。

私からの説明は、以上となります。

議 長

他に何かございませんか。

一 同

特になし。

理 事 長

ないようでございますので、以上をもちまして閉会といたします。

本日は、会員の皆様方には、大変お忙しいところご出席をいただき、ご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

予定いたしておりました議案につきましては、すべて原案どおりご承認いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

時節柄、皆様方には、健康に充分ご留意いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げます。閉会の言葉に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(時：午後2時25分)

以上、令和5年第2回通常総会の議事録は、事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

議 長 岩出市長

印